興雲閣（こううんかく）の魅力

堀　勇良

本稿は、平成21年9月26日に島根県民会館で開催されたシンポジウム、「興雲閣の魅力と活用」において、「興雲閣の魅力」と題した堀勇良氏の記念講演を記録したものである。講演会の性格上、文章表現も話し言葉になっている。

1．はじめに

昨年の3月まで文化庁で建造物関係の調査官を10年半やっており、主に登録有形文化財と指定文化財、要するに重要文化財ですが、その指定を担当していたこともあり、興雲閣というのは文化財で言えばどういうクラスか、どういうものに相当するか、そのようなことを通してこの興雲閣というのはどういう建築なのか、ということをお伝えできればと思っています。

興雲閣は、一般的には明治の擬洋風建築と言われています。確かにそういう一面はあるかと思いますが、ちょっと私は別の考えを持っており、その辺も今日お話したいと思っています。

2．興雲閣と文化財指定

興雲閣については、既に県の文化財指定を受けており、明治の洋風建築としてよく知られた存在です。文化庁でも近年特に近代化遺産ということで、平成2年（1990）からですが、全国都道府県ごとに近代化の過程を示すような、主に産業・交通・土木の構造物の全国調査をしており、島根県もここにあるように発行が2002年ですが、年度で言うと平成12～13年（2000～01）度に県内の近代化遺産の総合調査を実施して、これは文化庁と県と共同でやっている事業です。これはどういう主旨かというと、ここで調査されて非常に価値が高いと認められる建造物については順次重要文化財の指定をしていこうと、あるいは登録文化財にしていこうということで、そのベースになる調査という意味で平成2年からやっています。もう一つ文化庁の建造物担当では、これも県と一緒にやっていますが、近代の和風建築という調査も並行してやっています。

その中で、ここにあるように左は調査報告書のおもて表紙で、表紙の次の中扉が右です（写真1）。そしてこの後にカラーで口絵が数点載っていますが、代表的なものとして紹介されているということは県としては、是非重要文化財ぐらいにしたいということだろうと思いますし、もちろん文化庁でもこの調査を受けて、順次重要文化財にしていくということでやっているわけです。この左の表紙にある出雲大社駅ですが、これは県で調査の中で一押しの物件として挙げられているわけですから、平成16年（1941）7月に重要文化財になっています。

ところが、右の方は興雲閣ですが、表紙の次の中扉ですので、県としては第2候補と言っては何ですが、そういう意味合いもあるのだろうと思います。残念な

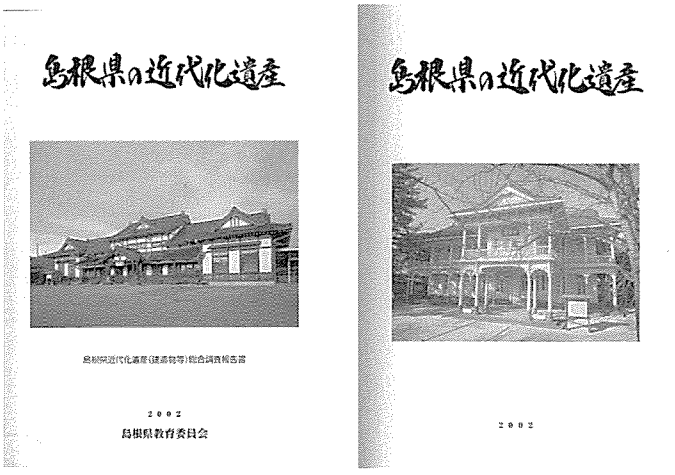

写真１．島根県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書『島根県の近代化遺産』の表紙（左）、中扉（右）（島根県教育委員会発行）

がらまだ国の重要文化財の指定には至っていないのは、考えるに、評価の問題もありますが、こちらの重要文化財になった大社駅というのは、この調査が行われるまでは色々な説明がされており、特に出雲大社のちょうど境内整理をやっていた時期に建てられた、大正9年（1920）か10年（1921）頃だと思いますが、その指導をしていた日本建築史の大家である伊東忠太の設計ではないかと言われていました。ところが実はこの近代化遺産の調査の中で設計者が特定されました。棟札という上棟式のときに大工さんたちが挙げる棟札というものが発見されて建設経緯、建設年代、設計者（曽田甚蔵）がはっきりした経緯があって、重要文化財になったと私は認識しています。

それに対してこの興雲閣は、建設経緯等ははっきりしていますが、どういう方が設計されたかがはっきりしていない、今もってはっきりしていないというところもあり、そういう経緯があります。ところが今回、松江市で色々調査をし、その報告書を拝見しますと大分設計関係に携わった人が絞り込まれてきたという印象を受けています。もう一息かなという感じがしますが、その辺と先ほど言ったような建物の特徴評価をもう少しはっきりさせることができれば、その先進むことも可能ではないかと思います。

3．興雲閣と仁風閣（じんぷうかく）

興雲閣がちょっと不幸と言っては言い過ぎですが、なかなか重要文化財という話にならないのは、実はライバルがいて、どうしても隣の鳥取県の鳥取市にある、ただ「閣」というのは同じく付いているのですが、仁風閣というものがあります。これも興雲閣と同じような経緯を持って建てられた建物で、名前も似ているということですが、こちらは既に重要文化財になっています。そうすると、登録文化財というのは同じようなものがあれば全て基本的に拾いたい、同じ登録文化財にしたいという発想ですが、重要文化財は有品主義、指定文化財というのは有品主義ですので、同じようなものがあれば優秀なもの、どちらかというと良いものを先に指定するとそれに似たようなものはどうしても重要文化財にはなりづらいということがあります。

あとでどういう観点で指定がされるかという話もしますが、そういう意味で興雲閣は隣に仁風閣があるということだけで、あるいは名前が似ているということで若干損している面がある。ところが私が考えるに、これはなかなか比較をするのは酷なのではないか、と思っています。一つは何かというと、明治40年という年代です。興雲閣は明治36年なので、ちょうど日露戦争を挟

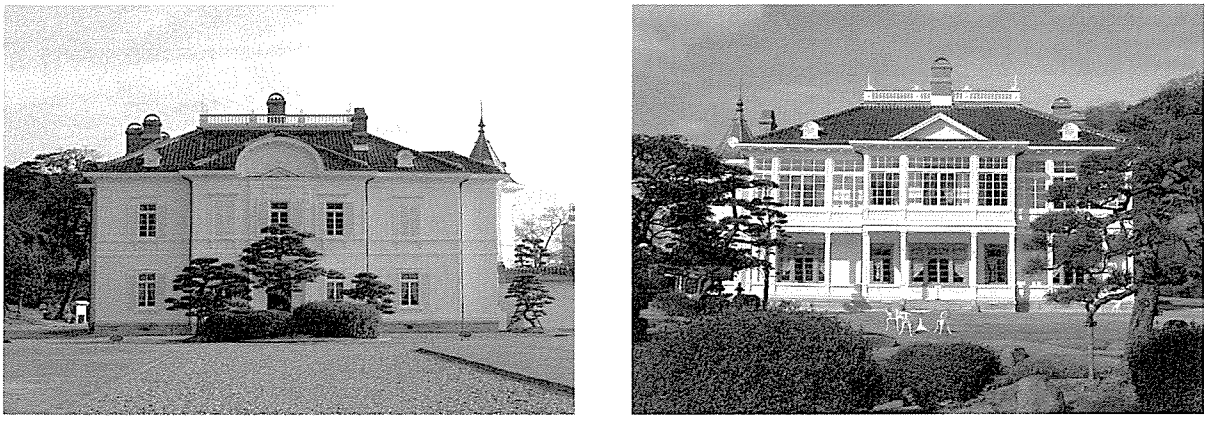

写真２．仁風閣（鳥取市：明治40年：左正面、右裏）

んでいます。日本の近代建築、特に洋風建築ですが、やはり日露戦争前と後ということで言うと、建築ばかりではなくて国力の点もありますが、かなり建築の質と言うか傾向が変わってくる時期です。ですので、日露戦争後のものと日露戦争前のものを単純に比較すると、本格的な西洋館とちょっと擬洋風っぽい建築というような比較をされがちになってしまうというのが一点。

それからもう一つは、仁風閣の棟札ですが、ここに書いてある名前は主に建設関係の人たちですが、もちろん括弧に書いてある県知事というようなものは棟札自体には書いてなく、名前だけですが、ここで池田家の家令や家従の方が名を連ねているように、仁風閣というのは鳥取藩主の池田さんが建てた建築です。旧藩主が建てた住宅建築です。そこに天皇を迎えたということなので、そういう私的な元の殿様の建物と松江市の工芸品陳列所として建てられた一種の公共建築、特に市制施行されて十数年かというときの市の公共建築物であるものを比較するのも辛いものがある、というのが一つあります。

仁風閣棟札

明治40年2月14日甲午吉祥

山田新一郎（県知事）	山根光友（池田家家令）
和田世民（内務部長）	橋本平蔵
竿田秀静（県技師）	山本潔（池田家家従）
杉田才蔵（県技師）	
勢馬宇之助（県技手）	
野口貞美（県雇）	
塚原市次郎（県工手）	
吉田榮蔵（県工手）	

＊（ ）内は当時の肩書きなどで、棟札自体には記されていない。

それから設計者云々という話をしましたが、こちらの仁風閣は設計者がはっきりしているというのは言い過ぎですが、実際に設計した人は棟札にあるように、左には県の土木建築関係の技術者が列記されています。それから右手の方に池田家の家令と家従の間に橋本平蔵さんという方の名前だけが記されていますが、この方は実は東京帝国大学の建築学科、現在の東京大学の建築学科の前身ですがそこの卒業生です。しかも鳥取市の出身の方ですので、そういうちゃんとした西洋建築の教育を受けた方が、しかも日露戦争後という比較的自由にヨーロッパの動向も習得して本格的な西洋館、洋風建築を建てることができるようになった時期に設計した建物である、ということがはっきりしているわけです。しかもこの橋本さんの上に片山東熊という現在国の迎賓館になっている赤坂離宮を設計した方が相談役と言うか、顧問役みたいなことで関与しているので、そういう設計に関しては由緒、ある意味で正統的な方が設計したことがはっきりしています。

それに対して興雲閣はどうかというと、興雲閣は先ほど言ったように元々は松江市の施設として建設された施設なので、通常現在の感覚からいうと松江市の建築家と言うか、技術者が設計するのが、現在で言うと建築家に外注するケースが多いかもしれませんが、そういう時代なので、松江市の方が設計してもよいわけです。しかし松江市自身には建築家を抱えていなかったので、県の技術者に設計建設等を委嘱したということが、この度、松江市でおこなわれた調査の中で当時の新聞等を調べて明らかにされたわけです。そういう経緯があります。

4．明治30年代、建築の潮流と興雲閣

先ほど言ったような日露戦争後を挟んだ前の同じような年代の建物が重要文化財にならないかというとそうでもなく、ちょうど同じような年代で同じような施設を幾つか紹介します。この３つは既にいずれも重要文化財になっています。

茨城県の太田中学校の講堂（写真3）は、日露戦争にかかっているかと思いますが、ほぼ興雲閣と同じ時期に造られた県の施設です。当然ながら先ほど鳥取県の仁風閣の棟札で見られたような方たち、すなわち県の建築技術者たちが設計をされたものです。

次は岡山県津山の中学校本館（写真4）という明治33年（1900）の木造２階建ての学校建築で、その下は、富山県立農学校本館（写真5）という明治36年（1903）の学校建築です。要は、ちょうどこの頃にどこの都道府県も県立のナンバー1の学校は早い時期に出てきますが、第2、第3ぐらいの中学、あるいは農業学校、農学校、工業学校というようなものを造り出す時期なのです。そうすると当然県の中に建築をする技術者が必要になるような体制の中で造られた建築なので、いずれも洋風のデザインで造られている建築ということで、県の明治の日露戦争前を代表する洋風建築という意味でいずれも指定されているわけです。

ところが岡山も富山もどちらもはっきりした設計者を現段階では特定できていません。茨城の太田中学校講堂だけは、ここに設計ということでわざわざ名前が挙げてあるのは、先ほど言ったように明治30年代になると県の施設が拡充される時期にあたるので、こういうちゃんとした本格的な洋風建築が必要になるので、県でもそういう体制を作るようになっていきます。だから元々は県の中にそういう洋風建築を習得している人を育ててきている一面と、それから先ほどの鳥取の仁風閣のように東京大学の出身者を県の技術者として引っ張ってくる、そしてそれにやらせる、というように2タイプあります。これは県の性格によるのでしょうが、茨城県は後者のタイプで、確か明治34年（1901）だったと思いますが、東京大学の建築学科を卒業した人を卒業して直ぐに茨城県に引っ張ってきて、茨城県の県立の施設の設計をやらすという形で造らせたのが上の写真3にある茨城県立の太田中学校の講堂です。今日は写真が用意できませんでしたが同じ茨城県

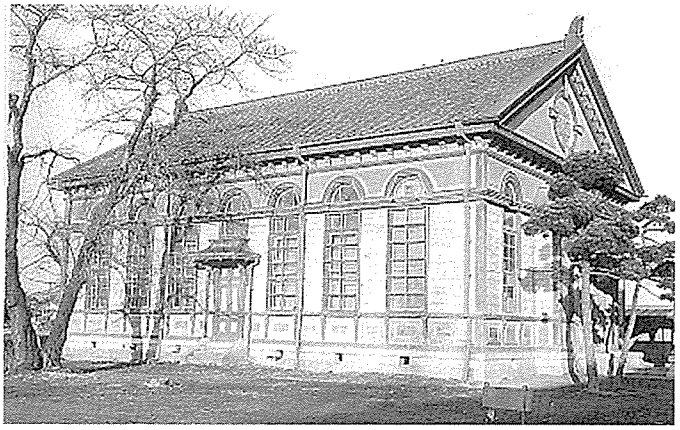

写真３．旧茨城県立太田中学校講堂（明治37年）、設計　駒杵勤治

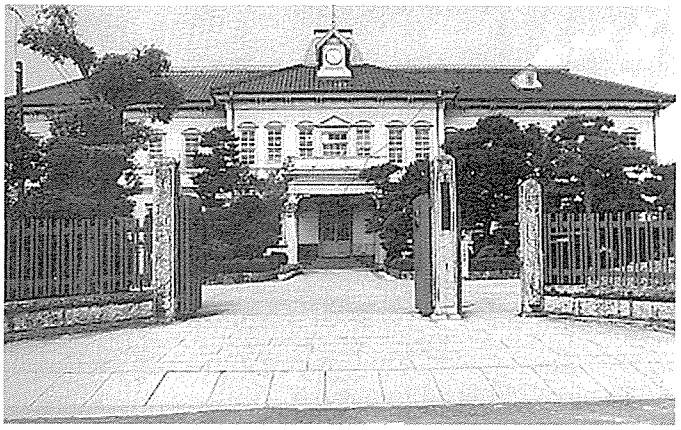

写真４．旧岡山県津山中学校本館（明治33年）

写真５．旧富山県立農学校本館（明治36年）

技師の駒杵勤治さんが設計した旧制の土浦中学校、これは講堂ではなく校舎の本体ですが、こちらも重要文化財になっていますが、同じ時期に設計しているものがあります。

明治30年代、日露戦争前まではそういう時期です。ですから本格的な帝国大学の建築学科を卒業した人が設計する建物、それから県の技術者がそういう方たちの指導を受けて育ってきて設計するような建物が出だした時期が30年代前半、半ばくらいしかないですが、そういう意味で全国各地にそれぞれの形で残っているわけでして、そのうちの一つが興雲閣にあたるのだろうと思っています。

そういう意味から言うと、この明治30年代の半ばまでの建築というのは日露戦争後の建築に比べると派手さには欠ける、堅実さみたいなものを感じますが、ある意味で本格的な洋風建築を目指して設計している建築物ということになります。その観点から、興雲閣も同じような条件であると考えると、これは決して擬洋風ではなくて本格かどうかというのは評価の分かれるところですが、目指しているところは基本的には洋風建築の一つである、と理解すべきだろうと考えています。

5．島根県出身の建築家

そういうことを考えれば、島根県にも先ほど鳥取県の仁風閣をやった橋本平蔵さんみたいな方がいてもいいのではないかと思いますが、そういう方の当たりをつけてみると、下の表（島根県出身の建築家）は島根県出身の建築家を思いつくままに挙げたわけですが、この中で最も有名な山口半六さんという飛び抜けた方がいます。

島根県出身の建築家

山口半六	松江市　大学南校　フランス留学 文部省の建築技師
植田松四郎	仁多郡三成村　大蔵省の建築技師
綿貫保之	松江市　東京帝国大学建築学科卒業
大野直平	津和野　名古屋高等工業学校建築科卒業 大阪市役所の建築技師
岡田孝男	大田市　京都帝国大学建築学科卒業

山口半六さんは、幕末に生まれた松江市の出身の方で、藩校から推薦されて大学南校、要するに東京大学に入って卒業する前に文部省から国費留学生、官費留学生としてフランスに留学してフランスの技術学校を卒業した、いわば日本で最初期の建築家の一人になる方です。松江では松江藩、まだ藩校時代だと思いますが、招聘されたお雇い外国人に学んで、洋学を身に付けて、それから東京の大学南校に送り込まれた人ですが、フランスではパリにありますエコールサントラールという、日本語に訳すとパリの中央技芸学校、技術と芸術の学校を明治12年（1879）に卒業し、フランスで実地を幾つか学んで、レンガ工場等のそういう技術を習得して帰って来ます。一番有名なのは明治の10年代後半に、内閣制度が導入され、それとともに高等教育制度が整備され、官立の第一から第五までの高等中学校、旧制の高等学校を建設することになるときに、その建設をトップでやった方です。現在金沢に四高、第四高等学校の本館が残っていますが、それを設計した方です。それから熊本に五高の本館も残っていまして、四高、五高ともに重要文化財ですがそれを設計した方です。そういう方ですので、もちろん松江の方で声を掛ければ、特に天皇の行幸なり行啓なりが予定されるような公共的な建築物の設計なり指導なりをしてもおかしくない方ですが、残念ながら明治33年（1900）に早死にしてしまい、興雲閣には間に合わなかった方です。

それからもう一人3番目にあります、綿貫さんという方も東京帝国大学建築学科を卒業しています。松江市の出身の方ですが、残念ながらこの方は明治42年（1909）の東京大学の出身なのでちょっと間に合いません。

6．島根県内の建築家

そういうことから、この興雲閣の場合は、鳥取県仁風閣での橋本平蔵さんのような形で、建築家という方に設計を頼むことができずに、県の営繕で設計をするということになったであろうと思うわけですが、それでは県のこういう建築関係の中である意味本格的な西洋建築が設計できるところは何処かと考えると、一つは実際に松江市が頼んだのは島根県庁の営繕技術者ですので、島根県庁の建築技術者というものを一つ調べればいいのではないかと思います。下の表（島根県の建築家）に挙げた方は時期が少し遅れて、ちょうど日露戦争後に明治42年（1909）だったと思いますが、明治12年（1879）に建造した島根県庁を建て替えるという、県にとってはかなり大きな洋風建築を造る機会があって、そのときに招聘された人たちです。ちょうど建築界の方でも東京帝国大学だけではなくて、官立の高等工業学校の建築科の卒業生がちょうど出だすような時期ですので、そういう人たちを招聘して県の技術者にして、建築に当たらせるということがあったわけです。そういった中から安立糺さん、岡林音松さんという名前を出したのですが、島根県庁にあって大正から昭和初期にかけて長らく建築の営繕を担当した方で挙げると福田政吉さんという方になると思いますが、いずれにしてもこういう人たちは残念ながら、興雲閣が建設された後、日露戦争後の時代の人たちです。

島根県の建築家

①島根県庁の建築技術者

安立糺　岡林音松　福田政吉

②島根県立工業学校修道館建築科の教員

山口丑蔵　清水徳松　田代長吉　大竹巽　橋元喜蔵

③島根県立工業学校修道館建築科の卒業生

第一回卒業生（明治43年）

秋鹿隆一　岩崎正一　神田松次郎　高橋新二郎　田中寛造　寺戸常三郎　中島信　錦織喜代治　三島静遠

それからもう一つ島根県でちょっと注目しておきたいのは、安立さんや岡林さんが出たという官立の高等工業学校ではなくて、県立の工業学校というのが各県で明治20年代の終わり頃から、実業教育で国の方もそういうものが必要だということで、明治20年代に教育制度を整備していく中で、各県で地場産業と関連した形で、こういう工業学校が設立されてきます。必ずしも各県必ずではないのですが、それぞれ特徴的な地場産業があるところでは、工業学校が作られ、陶器が盛んなところですと、陶器を作る工業学校みたいなものができてくるわけですが、主に木工科と当時呼んでいる場合が多いですが、木工関係の学科をもつ工業学校が明治20年代後半から30年代にかけて出てきます。当然そこでは、もちろん卒業生にどういうことが期待されていたか、ということが一つありますが、木工なり建築を教える方が必要なのでその先生が来ます。そういう先生が設計をするということが一つケースとしてよく考えられます。

それから、そういう先生に指導されて、卒業した方が県に勤める、あるいは市に勤める、主に大工棟梁さんのお子さん達がこういう学校に入るわけですので、主に家業を継ぐという方が圧倒的に多いでしょうが、こういう卒業生達が県の営繕技術を担っていくという意味で言うと、こういう工業学校があった県、無い県ではかなり違うわけです。島根県では第一回の卒業生を出した

のが明治43年（1910）ですので、設立は確か明治40年（1907）だったと思いますが、最初は松江市の市立の工業学校修道館、現在の県立松江工業高等学校の前身校ができるわけです。これも残念ながら、興雲閣には間に合わないので、結局はこの島根県庁の中で新県庁を建てるまでおられた方たちが興雲閣の設計に従事したというふうに推測されるわけです。ちなみに島根県の方は名前がテニスで有名な綿織（にしこり）さんとか、第一回卒業生の一番頭にあるこれは秋鹿（あいか）さんと読むらしいですが、この秋鹿さんは一期生ですので、後に松江で建築設計事務所を開設するような方です。たまたまインターネットを見ましたら、秋鹿さんに関するページがあって、略歴等はよくわかるような方ですが、そういう人たちが島根県ばかりではないのですが、県の建築をある意味で創ってきた、指導してきた、というような一面もあるのだろうと思います。

7．島根県職員録から探る興雲閣の設計に関わった人々

興雲閣を造った時代に、どういう方が該当するのか調べてみました。これは今も出ておりますが、国が発行している職員録の明治35年（1902）の島根県のところをスキャンしたのですが、建築土木はここの内務部というところが担当所管をしております。ここで建築関係、実は県の職員録だと、ある意味で建築なのか土木なのかというのは少し見当がつくのかしれませんが、国の職員録では全部で第1課から3課まである、第2課が普通土木建築なのですが、その課が分かれていないのですが、建築に関係ありそうな方をちょっと紹介しますと、この属官、現在で言うと事務官ですが、ここに大野亀之丞という方がいます。それから、これは足立正智さんが明らかにさ

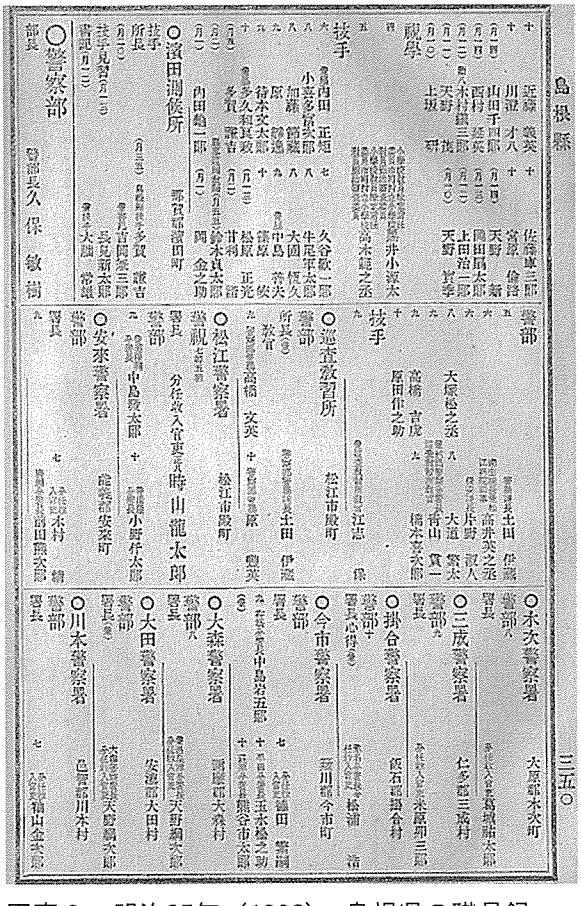

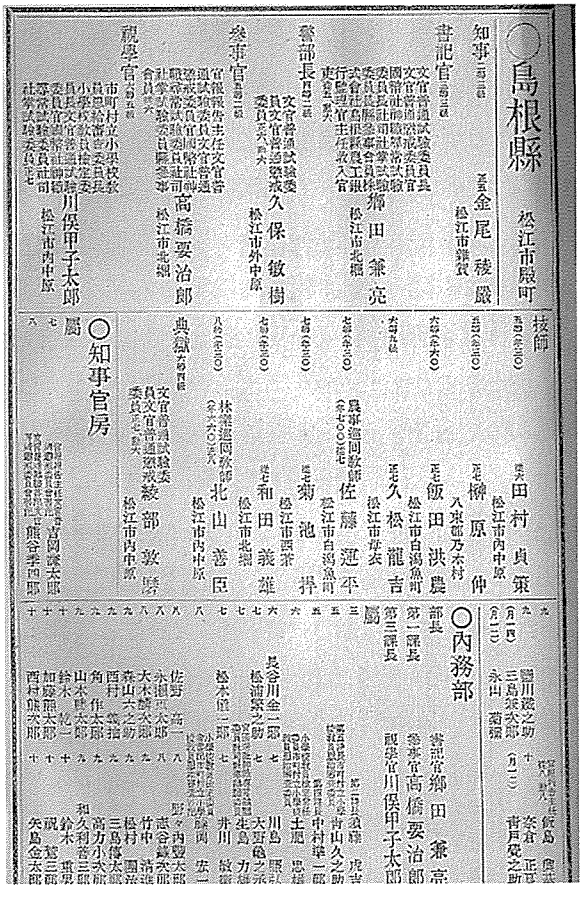

写真６．明治35年（1902）、島根県の職員録

れたのですが、興雲閣の監督と言うか、建設関係を担当した方ということで新聞などに名前が出てくる松村團治さんという方がここにいます。それからもう一人この西村義抽さんの3人が属官でありながら、建築関係、建設関係に従事したということが、松村さんは報告書の中の新聞記事ではっきりしているわけです。なぜそういう建設関係だということがわかるかと言うと、実はこの当時に、今もありますが、日本の建築学会、初期には造家学会と言っていたのですが、そこの学会にこの3名はいずれの方も所属しており、純粋な技術官かどうかというのは判断しかねるところがありますが、それなりに中央の情報を得て仕事をしていたということがわかるわけです。

明治35年職員録から

属	大野亀之丞（M28-M36）
属	松村團治（M36-M39）
属	西村義抽（M30-M34）
技手	甘利諧（M24工手学校造家学科卒業）
	M34-M36職員録：島根県技手
	T中期～S初期東京で建築事務所自営

普通だと、ここの技手欄、本当は技手に対して技師というのがいます。先ほど茨城県で駒杵さんという名前を出しましたが、そういうような帝国大学の出身の方だと、直ぐにこの技師クラスになるのですが、そうでない方は、大体こういう技術官の職制としては、技手、本当は技師技手というふうに言ったらしいですが、技師技手だと混同されやすいということで技手、というふうに呼んでいるのですが、ここの中に甘利さんという方の名前が見えます。この方が建築関係の人だということがわかっており、私は実際の設計というような話になると甘利さんが担当した可能性が非常に高いのではないかと思っています。ゴンベンに「皆」という、諧調の諧という字です。「かなう」と読むのかな、そういう方がいるわけです。

建築学会の方を調べると、先ほど言った大野亀之丞さんというのは、明治28年（1895）から36年（1903）まで建築学会の会員になっています。建築学会の会員と言っても、当時は大学出とそうじゃない方とはかなり厳密に区別されており、正員と准員と２段階になっているのですが、いずれも准員ですが、明治28年から36年というちょうど興雲閣をやっている時期ですが、そのときに建築学会の准員になっていて、中央の動向など一番知りやすい立場にいたということです。

興雲閣の建設を担当した松村さんもやや遅れますが、ちょうど大野さんと入れ替わりのような感じで明治36年から39年（1906）まで建築学会の准員になっているので、十分中央の情報を得て建設に当たることができた、技術者じゃないかも知れませんが、そういう可能性が多分にあるということですし、西村さんもそういう可能性があるということです。

先ほど一番可能性があるというのは、なぜそうかというと、この甘利さんという方は明治34年（1901）から36年まで、先ほどの職員録、これは35年の職員録なのですが、34年の職員録、35年、36年、3ヵ年に亘って名前が出てくる方なので、県の公文書みたいなものが残っていれば、そういうところで調べてもらえればもう少し時期がはっきりして、興雲閣の時期と重なるのではないか、というふうに思っているわけです。この方は東京帝国大学ではないが、東京大学の建築科を卒業した方たちを主に補佐するためにできた学校である、工手学校の造家学科の卒業生です。当時建築というのはこういう造家という、家を造るというふうに呼んでいたのですが、そこの卒業生なので当時の最新の知識を一応身に付けて卒業した方で、卒業してから約10年間の経験を持っているので、十分設計をすることができたであろうと思います。主に工手学校というのは現在では工学院大学という大学になっているわけですが、元々は東京大学の建築学科の卒業生、建

築学科ばかりではないですが、東京帝国大学の工科大学の卒業生達を補佐するために卒業生達が作らせた学校なのです。しかも、第一回の卒業生が明治22年（1889）で、甘利さんは第5回、明治24年（1891）の卒業、そのくらい早い時期の卒業生ですので、しかも大正の半ばから、昭和初期にかけては建築事務所をやる方ですので、そういう設計の方に関心と言うか、そういう仕事をできるような経験を積んできたのだろうと推測されます。興雲閣の設計者ということを考えるときに、一番当てはまりやすい人ではないかと思っています。

8．興雲閣の建築スタイル

そうだとすれば、興雲閣の建築は擬洋風ということではなくて、明治30年代に造られた、洋風建築の一つであると理解するのが良いのではないかと思うのです。

それでは擬洋風というのは何だと言うと、一番擬洋風でわかりやすいのは身近にある松江市の旧田野医院です。擬洋風建築というのは、比較的東日本の方が発達するというのはおかしいですが、顕著な特徴を持ったものが多く残っていて、西日本、九州には擬洋風建築らしい擬洋風はないのですが、珍しくこの旧田野医院はまさに擬洋風らしい擬洋風建築です。言わば大工棟梁さんたちが、洋風建築が建っていた神戸の居留地や横浜居留地あるいは東京、大阪など、お雇い外国人が建てた西洋建築を見て自分の大工技術で西洋館を造ったという代物なのです。これも技術的には、漆喰塗りの壁や、日本の伝統的な技術によっているのですが、こういう円形の窓というのは、ヨーロッパの組積造の構造方式なので、別に木造だとそんなことをやらなくてもいいのですが、意匠として洋風の石造建築、レンガ造建築というのはこういう窓が開いているものだというと、それを在来の木造の技術でやってしまうのです。それからちょっとわかりづらいですが、建物の隅にこれも西洋建築では、やはり角は弱いので、石積みなどでは角に非常に強い石を置きます。これをコーナーストーンと言っているのですが、木造なのでこんなコーナーストーンを隅に置かなくても良いのですが、西洋館はそういうふうにするものだというので、それを石ではなくて、左官技術でやってしまうところに、擬洋風の特徴がよく現れています。こういう旧田野医院のようなものを擬洋風というのであって、興雲閣を擬洋風というのはちょっといかがなものかなと思うのです。

写真７．旧田野医院（上：正面、下：裏）

なぜ擬洋風と言われるかというと、ちょっと目に屋根の影響が大きいのでしょうね。和洋折衷

のほうに見られるということもあって、長らくどうしても冠を付けると明治の擬洋風建築というふうに言われてきたのだろうと思うのですが、そういう設計の大勢の状況みたいなものを明治30年代半ばというようなことで考えると、こういう和洋折衷的な意匠というのは、擬洋風のような見よう見真似でできたのではなくて、敢えてそういうことをしたのだというふうに理解した方が良いのではないかと思うのです。

そういうふうに見ると、ちょっと稚拙なところがありますが、個々のところは、かなり本格的な木造の洋風建築を意識的にデザインしようとしているということがわかります。外壁は下見板張りです。しかも、下見板張りでも、石積みのように見えるドイツ下見を使っていますし、窓の下の方は、下見板ではなくて縦羽目でして、しかもちょっとした装飾の繰形が付けられているということで、これも木造建築の意匠として、それなりの図面を引いてデザインされたものである。決して見よう見真似ではなく、むしろ教育を受けて修練した意匠をいくつか展開しているものの一つであると。ここに見られます軒を支えている持ち送り等も木造洋風建築の装飾のモチーフというものを適用していると理解すべきであろうと思います。

これを簡単にまとめると興雲閣の建築というのは、どういう特徴があるかというと、擬洋風建築の括りにするより、基本は木造の洋風建築、木部を洋風デザインの主眼としたという意味で、これはあまり馴染みがないかもしれませんが、一種の木造のスティックスタイルを基調としているということができます。

それからもう一つこの建物の、これも擬洋風というふうなことをイメージし易いですが、善通寺の師団、偕行社の方にもベランダがついていますが、ベランダを四周にまわした建物、今階段室が改造のためベランダを分断していますが、一番最初は四周ベランダがまわっており極めて珍しい。

もう日本におけるベランダコロニアルというのは、大体明治終期になるとベランダの外側に建具が入ってしまうケースが多いのですが、これはデザインの基本としてベランダモチーフを採用していると理解した方が良いと思います。居留地の建築におけるベランダコロニアルではなくて、むしろベランダモチーフを主題にした建築といった方がいいのではないか、と思います。ただ、このベランダと

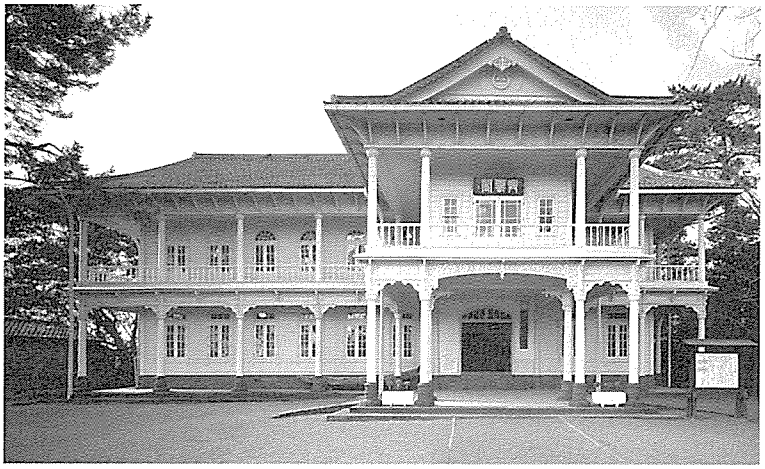

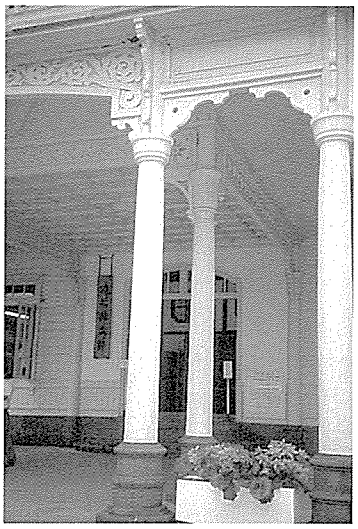

写真８．興雲閣（上：正面、下：左右とも車寄せ（入口）周辺）

いうのをなぜ付けたのかというのは、ちょっとなかなか合理的な解釈は非常に難しいです。松江は雪が多いでしょうか。ちょっとわかりませんが、普通ですと2階はベランダに部屋から出られるような造りになっているのですが、実は1階にもベランダがまわっているのですが、1階のベランダというのは、本当の意味でのベランダになっていないベランダなのです。部屋からベランダに出るという造りになっていない。しかも、車寄せと言うか、そういうところまでベランダがまわり込んでいるので、ベランダをまわり込まさざるを得ない、柱の位置がちょっと窮屈になったりするようなことがありますが、これは敢えてベランダを全部まわしたいというような意識と言うか、デザインモチーフがあったと理解すべきではないかと思います。

興雲閣の建築
建築的特徴
　木造スティックスタイル
　　＋ヴェランダコロニアル
　　＋入母屋造桟瓦葺屋根
建築史的意義
　日清戦後、日露戦前期の洋風建築
　地方官庁営繕の水準を示す作品

それから擬洋風に見られてしまうケースが多いと言うか、思われやすいこの入母屋づくりの瓦屋根、これも本当だとベランダと言うか、入母屋にならないで寄棟でも十分なのですが、やはりベランダがあるものだから、ベランダ分だけ入母屋にせざるを得ないと言うか、そういう造りからくるような面も一面あります。もう一つは、恐らくはお城の中にあるということで、そういうお城の建築を多少意識した、これも一つのデザインとして入母屋を採用しているのではないかと思いたいところがあり、これはちょっと擬洋風ではないのではないかと思うのです。

9．興雲閣の歴史的意義

興雲閣の歴史的な意義というものをまとめてみると、一つ重要なポイントは日清戦後、日露戦前期の木造の洋風建築の特徴をよく示す建造物であると。しかも、地方官庁の営繕が、誰が設計したかはっきりしてはいませんが、そういう方が設計をしたということで言うと、明治30年代の地方の洋風建築の浸透度、どの位の西洋建築の普及度と言うか、そういうものを見る上で規範となると言うか、性格がはっきりでている建築ではないかと思います。

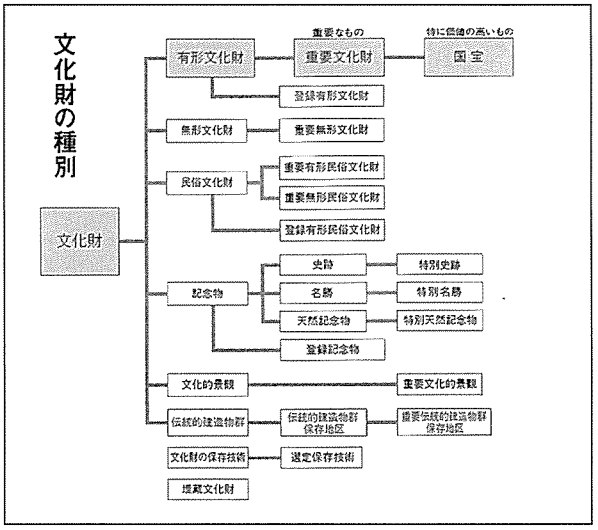

それではどういう文化財かというと、重要文化財の建造物も年に２回指定をしているのですが、そこには指定の基準というものがあります。先ほども言ったように、同じようなものがあると、やはり典型的なものの方を選ばざるを得ないのです。それは「重要文化財（建造物）指定基準」が表（P12）のようになっているからでして、意匠的に優秀なもので、なお且つ各時代、興雲閣で言うと明治中期、明治30年半ばでも

文化財の定義
文化財保護法　第2条第1項第1号
　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値のたかいもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

いいのですが、そういう時代の典型となっているか、ということが問われるわけです。あるいは技術的に優秀なもので、その時代、あるいは類型というとビルディングタイプでもいいですが、そういう公共建築ならそういう建築、学校建築なら学校建築の典型かどうかということが基準になるわけです。そういう意味で先ほどの基準からいうと、最も適用し易い基準というのは、この「指定基準」(三)の歴史的価値という、地方官庁の明治中期の建築の特徴を最もよく示しているものというような評価。これはおそらく仁風閣とはまるっきり違うタイプのものとして、時代も違うということで、同じような類型でどっちかというような話にならないということになろうかと思います。

それともう一つは、指定基準は文部科学省の告示で出されているわけですが、今と言うか、私がいたときの建造物担当の方で当面指定をする、どういうものを指定していくかということで、幾つかポイントがあり、先ほど冒頭で言ったように近代化遺産の総合調査をやっているので、そこで評価されたものは指定していく、という方針で指定を進めているので、そういう点でいうと近代化遺産の総合調査で重要性が認められたということで、大社駅が指定されてしまったので、これではなかなかやりづらいというところがあります。

それではというと、「重要文化財（建造物）指定基準」(三)の、地方公共団体による指定物件で各種の調査によって新たな知見が得られて近代化遺産総合調査以降調査が進み、評価が見直されたという形で挙げることは可能ではないかと思います。そういう意味でいえば、興雲閣のこれから色々な調査、活用も色々考えられる、調査もそれなりにされる、あるいは解体修理ということになるかもしれませんが、そういう中でもう一回評価をはっきりさせるという形が可能ならば、重要文化財指定という道もないわけ

国宝・重要文化財指定

文化財保護法　第27条

第1項「文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。」

第2項「文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。」

重要文化財（建造物）指定基準

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

（一）意匠的に優秀なもの
（二）技術的に優秀なもの
（三）歴史的価値の高いもの
（四）学術的価値の高いもの
（五）流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝（建造物）指定基準

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

重要文化財（建造物）指定方針

Ⅰ近代の建造物
- 近代化遺産総合調査、近代和風建築総合調査の結果、重要性が認められたもの
- 主要な学会で価値が認められているもの
- 地方公共団体による指定物件、公有化物件
- 離島等の固有の文化をもつ地域、または指定物件がない地域にある文化財のうち代表的なもの

Ⅱ近世以前の建造物
- 近世社寺調査、民家調査等によって重要性が認められたもの
- 伝統的建造物群保存地区内の代表的な建造物
- 建造物及び土地の追加指定
- 地方公共団体による指定物件、公有化物件
- 離島等の固有の文化をもつ地域、または指定物件がない地域にある文化財のうち代表的なもの

重要文化財（建造物）指定の流れ
- 指定候補の選定
- 文部科学大臣より文化審議会に諮問
- 文化審議会文化財分科会での審議
  （第二専門調査会での調査）
- 文化審議会から文部科学大臣へ答申
- 官報告示
- 所有者に指定書を交付

ではないのではないかと思っているのです。

これは評価の話で、もう一つこの文化財としての活用ということをお話すべきでしょうが、決して文化財だからということで祭り上げてしまうのではなく、色々な面、活用、使い勝手があって、初めて建造物も活きてくると。文化財の活用ということをここ10年近く、文化庁の建造物の方でも盛んに言っているので、より良い活用、建造物にふさわしい活用というものが結びついて、より建築物の価値が増すと。そういう重要文化財であってほしいと思っている次第です。

指定・登録の状況

重文（国宝）2,328件（213）4,210棟（257）
近世以前2,081件(213) 3,648棟（257）
近代 247件 562棟
登録 2,802箇所 6,616件
江戸1,046 明治2,187 大正1,489 昭和1,894
建築物5,303 土木構造物386 その他工作物927